

随意契約結果一覧

所属(課名)

資産税課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和4年度固定資産関係電子 計算システム業務委託	令和4年4月1日	株式会社松阪電子計 算センター	8,460,190	8,460,100	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び第6号</p> <p>・現在稼働している各業務内のデータ については、全て松阪市のものと すが、システムのアプリケーション部分 は株式会社松阪電子計算センターに 著作権があります。既に導入した各 パッケージソフトを当市が業務に即し たカスタマイズをしたうえで、現在運営 していますが、各業務とも制度改正が 頻繁であるとともに、直接市民との関 係が密接な部署であるため、過去の 経過等が非常に重要な業務でありま す。そのため、既存ソフトへの反映及 び改修後の影響・負担を最小限に留 めることを最優先に考える必要がある ことから、そのことが可能な当該業者 に委託したいことと、この業務を毎年 入札により業者決定した場合、メー カーによってはデータの互換性がなく 全てを手入力することが考えられ、そ の場合、全てを再構築する必要が生 じるためです。</p> <p>当該業者に関しては、既に国民健康 保険、後期高齢者医療業務、固定資 産税、市民税、収納及び介護保険の 業務を始め、当市において数多くの 実績があり各種のノウハウや守秘義 務においても充分信頼できるものと考 えます。</p>	有	
令和4年度当初賦課業務委託	令和4年4月1日	株式会社松阪電子計 算センター	16,195,626	16,195,300	<p>当該業者に関しては、既に国民健康 保険、後期高齢者医療業務、固定資 産税、市民税、収納及び介護保険の 業務を始め、当市において数多くの 実績があり各種のノウハウや守秘義 務においても充分信頼できるものと考 えます。</p>	有	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和4年度松阪市地番図・家屋図修正業務委託	令和4年5月27日	株式会社 パスコ 三重支店	4,946,700	4,840,000	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>・本業務は地番図・家屋図の新規作成時から現在まで株式会社パスコ三重支店と契約し修正業務を行っている。平成14年度からはシステムを導入し電子化しており、全庁的な地図情報システムの「松阪市統合型GIS」に基図、また地番検索等のデータベースとして情報共有を行なっている。このような現状及び過程から、既存のシステム及びデータを管理していくうえで、他の業者ではデータを交換し作成する業務を伴い調整面等において手間と時間がかかること、また作業量が増加し事務に支障をきたすことから、引き続き株式会社パスコ三重支店と契約し円滑に業務を進めたい。</p>	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和4年度固定資産家屋評価 業務委託	令和4年6月8日	公益財団法人 三重県 建設技術センター	1,822,700	1,760,000	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号</p> <p>・本業務には、家屋評価についての 知識と経験が求められるほか、近隣 市町の実績、また課税における個人 情報を扱うことから厳重な守秘義務が 不可欠になる。</p> <p>公益財団法人 三重県建設技術セン ターは、当市を含む県内全ての市町 と三重県の出損金を基金として昭和 44年に設立され、現在は公益財団法 人としての認定を受けており、固定資 産税家屋評価事業は現在県内で松 阪市を含む10市5町からの評価受注 実績を持って、評価の困難な家屋を 中心に毎年約1,200棟の家屋評価を 行っている実績がある。</p> <p>このことから、家屋評価についての技 術・経験・実績を有し、かつ職員を支 援できる機関としての技術・守秘性を 兼ね備えた公益財団法人 三重県建 設技術センターと随意契約を行う。</p>	無	
令和4年度固定資産現地調査 補助資料作成業務委託	令和4年6月14日	株式会社 ゼンリン 津営業所	2,208,800	2,208,800	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号</p> <p>・資産税現地調査に係る市内の経年 変化情報(家屋の新增築や土地の利 用状況及び事業者名等の調査情報) を短周期で調査し、その情報を保有し ているのは株式会社ゼンリンのみで あるため。</p>	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
時点修正鑑定業務委託	令和4年6月29日	一般社団法人 三重県 不動産鑑定士協会	9,009,000	9,009,000	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号</p> <p>・現在委嘱している鑑定士7名は以前 から松阪市の鑑定業務に携わり土地 価格に精通している者である。多数あ る鑑定地の現地調査、情報収集を行 おうとすると、過去からの経緯等熟知 している者でなければ鑑定価格に信 憑性を欠くなど評価の均衡に支障を きたす恐れがある。またひとりの鑑定 士に委託することとなると、業務量に 無理が生じ、期間内に鑑定を行うこと が困難である。評価替基準年度(令 和2年1月1日時点)に鑑定士協会へ 鑑定を委託しており、同じ鑑定地を引 き続き委嘱予定鑑定士に鑑定してもら うことで、円滑な業務が進められる ものである。</p>	有	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和6年度評価替鑑定業務委託	令和4年12月13日	一般社団法人 三重県 不動産鑑定士協会	45,702,800	45,702,800	<p>鑑定士協会との随意契約については、業務の性質上、鑑定結果等に地域間の著しい格差や過去の鑑定成果等との大幅な差異が生じることは、課税評価の信用、行政の信頼の失墜につながるものであり、業務の適正な履行には十分な配慮が必要となるためです。</p> <p>鑑定士協会は、国の公示価格や三重県の地価調査価格、また県下14市の評価替鑑定委託業務を受託していることから県下を縦断的に均衡のとれた鑑定評価が期待でき、地域の実情も十分に把握された地元の鑑定士が鑑定評価を行うことから、より適正な業務が期待できます。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき「契約の性質上競争入札には適しないもの」として随意契約としたい。</p>	有	